

函館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営および地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、函館市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更および廃止ならびにセンターの運営事業の委託先法人（以下「委託法人」という。）の選定または変更
 - ウ その他センターの公正・中立性を確保する観点から運営協議会が必要と判断した事項
- (2) センターの運営に関する次に掲げる事項の評価に関すること。
 - ア センターの前年度の事業実績、運営体制および収支決算
 - イ その他センターの運営事業の適切な実施を図るうえで運営協議会が必要と判断した事項
- (3) センターの運営および地域包括ケアに関する次に掲げる事項の協議に関すること。
 - ア 市が提示するセンターの運営事業に係る実施方針
 - イ センターの当該年度の事業計画および収支予算
 - ウ センターの職員の確保
 - エ センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築
 - カ 地域支援事業を支える地域資源の開発
 - キ その他運営協議会が必要と判断した事項
- (4) 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の運営に関する次に掲げる事項について意見を述べること。
 - ア 地域密着型サービス事業者の指定
 - イ 地域密着型サービス事業者の指定基準の設定
 - ウ 地域密着型サービスの介護報酬の設定
 - エ その他地域密着型サービスの質や適正な運営を確保する観点から運営協議会が必要と判断した事項

(委員)

第3条 運営協議会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 介護保険サービス事業者および職能団体（医療分野）
 - (2) 介護保険サービス事業者および職能団体（介護分野）
 - (3) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 介護保険の被保険者
 - (5) 地域包括ケアに関する学識経験者
 - (6) その他市長が特に必要と認める者
- 2 委員は、市長が指定する。
- (任期)
- 第4条 運営協議会の委員の任期は3年とする。ただし、その再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 運営協議会に会長および副会長各1名を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の全部または一部を非公開とすることができます。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(秘密の保持)

第8条 運営協議会の委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月24日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間に市長が指定する委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。